

# 高校生等資格取得支援事業 申請・報告の手順

\*申請の手順は以下のとおりです。不明な場合は、当会までご照会ください。

## I 申請 (生徒・保護者→教育振興会)

### 手順1 支援金の受給対象者であることの確認

下記(1)～(4)の区分に応じ、必要な書類を提出してください。

※提出書類は「写し(コピー)」でも結構です。

#### (1) 兵庫県高等学校教育振興会奨学生

「高校生等資格取得支援金申請書」(様式1)の該当欄に記入してください。

#### (2) 高校生等奨学給付金受給者

最新の「高校生等奨学給付金支給決定通知書」9月ごろから在籍校よりデジタルでの通知があります。

※「高等学校等就学支援金」とは異なりますのでご注意ください。

#### (3) 生活保護受給世帯

「生活保護受給証明書」居住地の役所(福祉課)で申請すれば即日発行されます。

※発行日が令和7年7月1日以降の証明書が必要です。

#### (4) 県及び市町村民税所得割非課税世帯(所得割0円)

「課税(非課税)証明書」居住地の役所で申請すれば即日発行されます。

または

「納税通知書」6月ごろ居住地の役所より家庭に届きます。

※いずれの場合も親権者全員分が必要です。

### 手順2 扶養関係を証明する書類の準備 (「写し(コピー)」でも結構です)

- (1) 兵庫県高等学校教育振興会奨学生
- (2) 高校生等奨学給付金受給者
- (3) 生活保護受給世帯

扶養関係を証明する書類は必要ありません。

※健康保険証の発行停止にともない、【保険確認書】としてマイナ保険証「医療保険の資格情報」(写し)または保険証「資格確認書」(写し)の提出をお願いします。

#### (4) 県及び市町村民税所得割非課税世帯(所得割0円)

ア 親権者が2人の場合

〈生徒本人の【保険確認書】〉

※「国民健康保険」の場合は、様式2「扶養申立書」も提出してください。

イ 親権者が1人の場合

(ア)「課税証明書」等に「寡婦(夫)、ひとり親等の記載がある場合

〈生徒本人の【保険確認書】〉

※「国民健康保険」の場合は、様式2「扶養申立書」も提出してください。

(イ)「課税証明書」等に「寡婦(夫)、ひとり親等の記載がない場合

〈生徒本人の【保険確認書】〉および〈生徒本人の母子家庭等医療費受給者証〉

※「国民健康保険」の場合は、〈生徒本人の母子家庭等医療費受給者証〉にかえて、様式2「扶養申立書」を提出してもかまいません。

### 手順3 その他の提出書類の準備

- 申請書類の作成（様式は当会 HP からダウンロードできます）  
様式1（高校生等資格取得支援金申請書）
- 口座番号を確認するための書類  
「通帳」または「キャッシュカード」の写し（コピー）
- 在籍を確認するための書類  
生徒証の写し（コピー）または在学証明書  
在学証明書は学校の事務室に申請すれば発行してもらえます。時間がかかることもあるので、早目に申請しておきましょう。
- 検定試験の受験票の写し（コピー）  
検定名、受験級、受験者名、受験番号、受験日等必要な情報がはっきりわかるようにコピーしてください。

### 手順4 申請書類の提出

以下の書類を**郵送またはメール**で提出してください。

※メール申請の場合は、事前に連絡（メール）をお願いします。誤送信を避けるためです。

- ① 所得を証明する書類（写し可）
- ② 扶養関係を証明する書類（該当者のみ）（写し可）
- ③ 申請書（様式1）
- ④ 通帳またはキャッシュカードの写し
- ⑤ 生徒証の写しまたは在学証明書
- ⑥ 検定試験の受験票の写し

※サイズの小さい書類は、A4サイズの用紙にまとめて貼付するなどして提出してください。

## II 審査・支援金給付（教育振興会→生徒・保護者）

\*申請書等の記載内容を審査し、申請者（生徒・保護者）に「審査結果」を通知します。  
給付決定者には申請された指定の口座に支援金を給付します。

## III 報告（生徒→教育振興会）

\*検定結果をすみやかに当会に報告してください。

検定結果を表すものを画像形式（jpg等）やPDFにして、メールで当会まで提出してください。メールが利用できない場合は、郵送または持参により提出してください。

\*申請時に検定結果を提出していただければ、報告の必要はありません。

本件照会先

公益財団法人 兵庫県高等学校教育振興会  
総務課 教育活動支援係 柴田

TEL：078-361-6650

FAX：078-361-6677

E-mail：kshoku06@pure.ne.jp